

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 建設部公園緑地課

番号 5

許認可等の内容		使用料の減免
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市都市公園条例第15条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市都市公園条例施行規則第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	茅ヶ崎市都市公園条例施行規則第10条第4号に規定するその他市長が特に必要と認めた場合とは、市内の自治会が主催する事業を行うために使用する場合とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月1日設定（令和6年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成26年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--